

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

平素は、後期高齢者医療制度についてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日付保発0612第2号）により、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費において受領委任制度が導入されることとなりました。

広島県後期高齢者医療広域連合における受領委任制度の取扱いについては下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

今後とも療養費の適正な支給にご協力いただきますよう、お願いいたします。

1. 受領委任制度の取扱い開始日及び受領委任に関する申出

当広域連合では、**平成31年4月1日から**受領委任制度の取扱いを開始します。

そのため、平成31年4月1日以降も引き続き、被保険者から委任を受けて療養費の支給を受ける場合は、**平成31年3月31日までに施術所の所在地（出張専門施術者の場合は自宅住所）を管轄する地方厚生（支）局に受領委任に関する申出をする必要がありますので手続きをお願いします。**

制度の仕組みについては、厚生労働省が作成した周知用のチラシをご参照ください。

受領委任の承諾にかかる登録記号番号の提出について（お願い）

当広域連合では平成31年4月1日から受領委任制度の取扱いを開始しますが、開始当初は制度導入による審査事務の混雑が予想されるため、受領委任の承諾を受けた施術管理者は、承諾書（登録記号番号が記載されているもの）の写しを当広域連合業務課医療給付係まで、お早めに提出していただきますようお願いいたします。

2. 療養費支給申請の様式について

受領委任制度導入後は申請様式等が統一されたものになりますので、平成31年4月1日以降の施術に係る療養費支給申請の際は、受領委任の取扱規定に定められている【様式第6号】または【様式第6号の2】を使用してください。

3. 受領委任の申出に関する手続きについて

地方厚生（支）局への提出書類は下記のとおりとなります。（中四国厚生局ホームページより抜粋）

必要な様式	添付書類
<ul style="list-style-type: none">・ 確約書【様式第1号】・ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出（施術所の申出）【様式第2号】・ 療養費の受領委任の取扱いに係る申出（同意書）【様式第2号の2】	<ul style="list-style-type: none">・ 施術所開設届又は変更届の副本の写し・ 免許証の写し（勤務する施術者を含む）・ 施術管理者選任等証明【様式第1号の2又は様式第1号の3】（施術管理者と開設者が異なる場合）・ 勤務形態確認票【様式第2号の3】（複数管理又は複数勤務の場合）・ 住民票【出張専門施術者の場合】

手続方法、添付書類等の詳細については地方厚生（支）局に直接お問合せください。

4. 療養費支給申請書の提出先について

受領委任制度導入後も当面の間は、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支給申請書の提出先は当広域連合となります。

今後、受領委任制度における審査委員会設置に伴い、療養費支給申請書の提出先が変更になる場合は、その詳細について当広域連合のウェブページ等でお知らせしますのでご注意ください。

<参考>

厚生労働省ウェブページ

通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/180612-01.pdf>

通知「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/180621-06.pdf>

中四国厚生局ウェブページ

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/judo/index_00003.html

広島県後期高齢者医療広域連合事務局
業務課医療給付係 療養費担当
〒730-8626 広島市中区東白島町19番49号国保会館5階
TEL 082(502)3030